

95年度行政事務監査計劃(案)

光 州 廣 域 市 西 區 議 會

1995年度行政事務監査計劃(案)

1. 監査의 目的

地方自治法 第36條 및 光州廣域市西區議會 行政事務監査 및 調査에 關한 條例에 의하여 西區廳에 對한 全般的인 行政事務監査를 實施하므로써 區政의 運營 實態를 把握하여 地方自治 立法活動에 反映하고 1996年度 豫算審議를 위한 必要한 資料 및 行政 情報를 獲得함을 目的으로 함

2. 監査期間

1995年 12月 2日 (土) ☐ 7日間
1995年 12月 8日 (金) ☐

3. 監査實施對象機關 — 西區廳

가. 議會運營委員會

- 議會事務課

나. 總務社會委員會

- 總 務 局 : 企劃監査室 · 文化公報室 · 總務課 · 會計課 · 稅務課 · 市民課
- 社會產業局 : 社會課 · 家庭福祉課
- 保 健 所

다. 都市產業委員會

- 都 市 局 : 都市開發課 · 建築課 · 建設課 · 地域交通課 · 地籍課
- 社會產業局 : 環境保護課 · 清掃課 · 衛生課 · 地域經濟課

4. 監査委員會 編成

가. 編 成 : 委員會 所屬 委員 全員이 監査實施

나. 監査委員

- 議會運營委員會 : 李正朱 委員長外 7人
- 總務社會委員會 : 張憲一 委員長外 8人
- 都市產業委員會 : 金龍喜 委員長外 7人

다. 事務補助者

- 專門委員 : 李學範 · 尹在珪
- 職 員 : 徐相俊 · 盧良在 · 安秉贊
- 速 記 士 : 姜秀美 · 朴尚姬 · 金恩京

5. 監查日程 및 場所: 별지

6. 監查對象 事務

가. 地方自治法 第9條에 規程된 地方自治團體의 事務

나. 1995年 1月 1日以後 處理된 事務

7. 監查要領

가. 監查方法

監查는 行政事務監查 및 調査에 관한 法에 依하여 다음과 같이 實施한다.

- 1) 受監機關의 長 또는 關係公務員으로 부터 報告을 받고 구정 質疑를 한다.
- 2) 監查와 관련된 現地 確認이나 書類의 提出를 要求한다.
- 3) 必要한 境遇에는 監查對象機關의 長이나 그補助機關의 出席證言이나 意見 陳述을 듣는다.
- 4) 報告, 提出書類, 出席要求는 法定期日內(3日前)에 하되 監查委員長이 부득이 하다고 認定한 境遇에는 自進報告, 自進提出케 할 수 있다.

나. 主要監查事項

- 1995年度 豫算執行 事項
- 1995年度 主要業務推進計劃 및 實績
- 其他 監查委員이 必要로 하는 事項

8. 監查資料 提出要求事項

가. 共通事項(監查前까지 提出)

- 1995年度 主要業務推進事項(豫算執行 및 主要業務 推進事項)

나. 監査委員이 必要한 資料(別途 通報한 監査資料 要求目錄에 의거 期日內 提出)

다. 資料提出 方法

1) 資料는 別途의 明示가 없는 境遇 1995年 1月 1日以後의 것을 作成한다.

2) 提出期限 및 提出部數

가) 95主要業務推進事項 監査前日까지 提出(20部)

나) 監査委員이 必要한 資料 : 1995年 11月 23日까지 提出 (20部)

※ 現地 確認時 必要資料는 被監査機關에서 準備

3) 別途 監査資料 要求外에 追加 資料의 要求는 被監査機關의 自進提出에 의함

9. 監査進行 順序

가. 監査 宣言

나. 監査委員長 人事

다. 關係公務員 宣誓

라. 現況報告 聽取

○ 局長 人事 및 幹部 紹介

○ 現況報告

마. 質疑 및 答辯(現地確認)

바. 監査結果 講評(必要時)

사. 監査 終了 宣言

10. 其他 事項

○ 監査는 公開를 原則으로 하되 必要한 境遇 非公開로 할 수 있다.

- ※ 별지
1. 議會運營委員會 監査日程 및 場所
 2. 總務社會委員會 監査日程 및 場所
 3. 都市産業委員會 監査日程 및 場所
 4. 宣誓書

【 별 지 】

1. 議會運營委員會 監查日程 및 場所

[illegible]

【 별 지 】

2. 總務社會委員會 監查日程 및 場所

日 時	監查對象部署	監 查 場 所	備 考
95. 12. 2. 10:00 (土)	○ 企劃監查室	○ 總務社會委員會 會議室	○ 人事 및 幹部紹介 ○ 現況報告 ○ 出席公務員 ・ 總 務 局 長 ・ 社 會 產 業 局 長 ・ 保 健 所 長 ・ 企 劃 監 查 室 長 ・ 文 化 公 報 室 長 ・ 總 務 課 長 ・ 會 計 課 長 ・ 稅 務 課 長 ・ 市 民 課 長 ・ 社 會 課 長 ・ 家 庭 福 祉 課 長 ・ 管內洞長(14名) (事案에 따라 必要時)
95. 12. 3. (日)	< 休 會 >		
95. 12. 4. 10:00 (月)	○ 文化公報室 ○ 總 務 局 - 總 務 課 - 市 民 課	○ 總務社會委員會 會議室	
95. 12. 5. 10:00 (火)	○ 總 務 局 - 會 計 課 - 稅 務 課	○ 總務社會委員會 會議室	
95. 12. 6. 10:00 (水)	○ 社會產業局 - 社 會 課 - 家 庭 福 祉 課 ○ 保 健 所	○ 總務社會委員會 會議室	
95. 12. 7. 10:00 (木)	○ 現地 確認 (必要時) ○ 補充 監查 (該當室·課·所)	○ 總務社會委員會 會議室	
95. 12. 8. (金)	○ 監查結果報告 書 作成 및 委員會 議決	○ 總務社會委員會 會議室	

【 별 지 】

3. 都市産業委員會 監査日程 및 場所

日 時	監査對象部署	監 査 場 所	備 考
95. 12. 2. 10:00 (土)	○ 都 市 局 - 都市開發課	○ 都市産業委員會 會議室	○ 人事 및 幹部紹介 ○ 現況報告 ○ 出席公務員 ・ 都 市 局 長 ・ 社會産業 局 長 ・ 都市開發 課長 ・ 建 築 課長 ・ 建 設 課長 ・ 地域交通 課長 ・ 地 籍 課長 ・ 環境保護 課長 ・ 清 掃 課長 ・ 衛 生 課長 ・ 地域經濟 課長 ・ 管内洞長(14名) (事案에 따라 필요시)
95. 12. 3. (日)	< 休 會 >		
95. 12. 4. 10:00 (月)	○ 都 市 局 - 建 築 課 - 建 設 課	○ 都市産業委員會 會議室	
95. 12. 5. 10:00 (火)	○ 都 市 局 - 地域交通課 - 地 籍 課 ○ 社會産業局 - 環境保護課	○ 都市産業委員會 會議室	
95. 12. 6. 10:00 (水)	○ 社會産業局 - 清 掃 課 - 衛 生 課 - 地域經濟課	○ 都市産業委員會 會議室	
95. 12. 7. 10:00 (木)	○ 現地 確認 (必要時) ○ 補充 監査 (該當室・課)	○ 都市産業委員會 會議室	
95. 12. 8. (金)	○ 行政事務監査 結果 報告書 作成 및 委員 會議決	○ 都市産業委員會 會議室	

宣 誓 書

본인은 광주광역시 서구의회가 지방자치법 제36조의
규정과 광주광역시 서구의회 행정사무감사 및 조사에
관한 조례에 의하여 소관업무에 대한 행정사무감사를
실시함에 있어서 성실하게 감사를 받을 것이며,
양심에 따라 숨김과 보탬이 없이 사실 그대로 말하고
만일 거짓말이 있으면 위증의 벌을 받기로 맹서하며
이에 선서합니다.

1995. 12. 2.

선서인 소 속 광주광역시 서구

직 위

성 명